別表１（第１関係）

|  |
| --- |
| 交　付　対　象　事　業　者 |
| １　農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第１項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。）別紙５に規定する広域活動組織、農業委員会  ２　農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面実施要綱別紙６に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者  (1)　実施要綱第２の１に規定する事業（以下「ハード事業」という。）の実施区域がある市町村において、実施要綱第２の５に規定する担い手であること又は担い手となることが見込まれること  (2)　ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること |

別表２（第３及び第４関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経　　　　　費 | 交　付　率 |
| 実施要綱第３の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費  １ 実施要綱別表の区分の欄の１の事業及び同別表の区分の欄の２の事業種類の欄の（15）及び（17）の事業  ２ 実施要綱別表の区分の欄の２の事業（１の事業を除く。）  (1)　純工事費  (2)　測量設計費  (3)　用地費及び補償費  (4)　船舶機械器具費  (5)　全体実施設計費  (6)　換地費  (7)　調査・調整費  (8)　経理管理・指導費  (9) 機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経費  (10) 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費  (11) 促進費 | 定　額  当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の1/2以内  ただし、別表３に掲げる地域等において行うものにあっては、同表の交付率の欄に掲げる交付率 |

別表３（第３関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 地　　域　　等 | 交　　付　　率 |
| 北海道 | 北海道の畑地帯において北海道が事業実施主体となって行うものにあっては、当該交付対象事業費の52％以内 |
| 沖縄県 | 当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の80％以内 |
| 奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域 | 当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の60％以内  ただし、鹿児島県が事業実施主体となって行うもののうち、水田地帯において農業用用排水施設の整備を行うものにあっては、当該交付対象事業費の65％以内、畑地帯において行うものにあっては、当該交付対象事業費の２/３以内 |
| ⑴　離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）  ⑵　半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。以下同じ。）  ⑶　特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）  ⑷　振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第７条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）  ⑸　過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）  ⑹　特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第１項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）  ⑺　急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第３条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）  ⑻　指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第７条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） | 当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の55％以内 |

（備考１）　特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和８年度までの間の交付率を、実施要綱第８の２による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和３年度にあっては55％、令和４年度にあっては55％、令和５年度にあっては54％、令和６年度にあっては53％、令和７年度にあっては52％、令和８年度にあっては51％とする。

（備考２）　特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和９年度までの間の交付率を、実施要綱第８の２による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和３年度にあっては55％、令和４年度にあっては55％、令和５年度にあっては55％、令和６年度にあっては54％、令和７年度にあっては53％、令和８年度にあっては52％、令和９年度にあっては51％とする。

別表４（第５第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象事業者の区分 | 交付決定者 |
| 下記の区分以外の交付対象事業者 | 地方農政局長 |
| 北海道及び北海道に主たる事務所が所在する交付対象事業者 | 農林水産大臣 |
| 沖縄県及び沖縄県に主たる事務所が所在する交付対象事業者 | 内閣府沖縄総合事務局長 |